

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

平戸市長 黒田 成彦

市町村名 (市町村コード)	平戸市 (42207)	
地域名 (地域内農業集落名)	平戸南部④ (敷佐)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月21日(第1回)	
	令和6年10月7日(第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

敷佐町の中心に流れる敷佐川を中心に水田地帯が広がっており、営農の中心は米作である。大雨の度に河川が増水するため、水源に近い田は耕作ができていないところもある。また、水源から離れた農地では水路が通っていないため、米作が難しい田もある。過去に基盤整備が計画されたが、地権者の合意が得られず、計画が途中で頓挫した。
敷佐で農業をするには、河川工事を含めた基盤整備とイノシシ等の有害鳥獣対策が必須である。現在は、中山間地域等直接支払交付金事業の取り組み組織において、営農・農地の維持がなされている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

後継者が不足しており担い手の確保が厳しい状況にあるが、中山間地域直接支払交付金制度の取り組み組織において、農地を維持管理していく。また、土壌は粘土質で泥が固く、野菜の栽培には向かないため、これまでどおり米作を中心として営農を継続していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	41.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	41.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。
保全・管理等が行われる区域については、具体的な取り組みが計画された場合に設定していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
荒廃農地の発生を防ぎ、農地を利用していくためにも担い手への集積・集約は必要と考えるが、労力に限界があるため新たな担い手の育成や他地域からの参入等を検討し、農地の利用を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現在、基盤法(相対)で貸借契約している農地は、農地中間管理機構を活用した貸借へ切り替えを行う。その他の農地についても可能な限り、農地中間管理機構を通じた集積を段階的に進めるよう検討を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
河川工事を含めた基盤整備実施に向けた検討を行う。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内での経営体の確保・育成は難しいため、近隣地域から担い手を確保するよう検討を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
機械の共同化や作業の効率化が図れるドローン等による防除作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシなどの長被害防止対策のため、防護柵等の設置・メンテナンスを行う。
 ③機械の共同化やドローン等を活用した防除作業など、農作業の省力化を行う。
 ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合、該当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員、地域の代表者などでの確認、協議を行い変更する。